

○総務省告示第五百二十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号17(4)の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第三項第一号(1)の表の注1中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同項第二号(2)の表を次のように改める。

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値

<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値</p>
<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値。ただし、八一五MHzを超え八四五MHz以下及び九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル以下の値とする。</p>
<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値。ただし、九四五MHz以上九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）に限る。</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満（一、四七五・九五GHz未満（一、四七五・九五GHz未満）</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値</p>

<p>MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上、一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)</p>	<p>一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下</p>
<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 デシベル以下の値。ただし、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。) であつて、チャンネル間隔が五 MHz のものにあつては任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 デシベル以下の値、チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものにあつては任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三五 デシベル以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 デシベル以下の値。ただし、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。) であつて、チャンネル間隔が五 MHz のものにあつては任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 デシベル以下の値、チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものにあつては任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三五 デシベル以下</p>

		の値とする。
一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値	
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値	
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値	
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値	